

受けて二つの報告書が公表されていますが、これを見ると行政や統計等データの信頼は獲得できないうな状況になつていると思いますが、大臣、御所見あれば教えてください。

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。

国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である公的統計は、社会の情報基盤です。しかしながら、平成二十八年末に発覚した経産省の統計不正、平成三十年末に発覚した厚労省の統計不正、そして昨年末の国交省の不適切な統計と続発しています。

本日は、統計委員会の委員長にお越しもいただいております。

最初に、総務大臣に伺います。

この国会において、私は、統計行政について、三月八日、三月十六日に、大臣所信等を踏まえながら、行政が信頼を獲得するためには政策立案の基となる統計等データが正しいものであること、国民共有の知的資源である行政文書が正しく作成、管理されていることについて大臣の認識をお伺いました。

先週、五月十三日、国交省の統計不適切事案を

○国務大臣（金子恭之君）お答え申し上げます。公的統計は国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であり、また証拠に基づく政策立案を支える基礎となるものであると認識しており、信頼性の高い正確な統計が重要であると考えております。

○吉川沙織君 今、その信頼が揺らいでいるんですけども、信頼獲得できているとお考えでしょうか。

○国務大臣（金子恭之君）今回の事案も含めしつかりと信頼回復に取り組んでまいりたいと思います。

○吉川沙織君 昨日、衆議院の国土交通委員会において統計の関係の質疑も行われたわけですが、冒頭の国交大臣の御発言の中で、今般の事態により失われた国民からの信頼を回復しと、こういう御発言ございましたので、信頼は揺らいでいる、若しくは毀損してしまった、こういう状況にあると思います。

三月十六日の当委員会で、総務省に、平成二十八年末の経産省、平成三十年末の厚労省の統計不正事案を受け、それぞれ二回に分けて行われた一

点検の結果について、不備があつた国交省の統計について確認をさせていただきました。その結果、一回目の一斉点検について国交省が指摘を受けた調査は五統計、二回目の一斉点検で国交省が指摘を受けた統計は七統計、うち四統計が重複をしていました、つまり不備がずっと続いていたということが分かりました。今回の建設工事受注動態統計調査の不適切な事案につながる、こういう予兆があつたと言わざるを得ません。

三月十六日の総務委員会において、昨年末に不適切な取扱いが明らかとなつた建設工事受注動態統計とともに、建設総合統計の作成に用いられる建築着工統計の不備についての改善状況を国交省に御答弁いただきました。その中で、四点答弁があつて、二つはもうその答弁で明らかになつたんですけれども、そのうちの二つがよく分からぬので、その後について伺いたいと思います。
まず一点目です。

三月十六日の答弁において、標本の抽出作業の手順について改めて都道府県に平成三十一年一月に指示をしたと答弁がありましたが、この件、その後改善されたのかどうかだけ伺います。

○政府参考人（大澤一夫君）お答えいたします。三月十六日の総務委員会において答弁いたしました補正調査、この抽出方法につきまして国交省から都道府県に行つた指示についてでございます。

当該指示を受けまして、該当の四都道府県ございましたが、適切な手順に改善したことを確認してございます。

○吉川沙織君 改善をされた、指示を出しつ放してやなくて、改善されたと確認はいただいたどいうことだと思います。

もう一つです。

調査結果公表が調査計画上の期日から遅延をして、見直し後も一ヶ月の遅延があつたと、こういう答弁がありました。これに関しては、令和三年九月に公表されるべきところ、十月の公表になつたものと承知いたしております。また、この調査に関しては、これまで都道府県が主体だったのが、国が調査主体になつたとも承知しているところでございますが、次回の調査結果公表には間に合う見込みでしようか。国交省、教えてください。

○政府参考人（大澤一夫君）お答えいたします。
建築工事費調査につきましては、調査票の配付が調査計画よりも大幅に遅れていることがその後判明いたしておりまして、令和四年三月二十八日に開催されました統計委員会にも報告いたしました。建設工事受注動態統計調査の不適切な処理を踏まえ、公的統計の信頼回復に向けて取り組んでいる中でこのような事案が判明したことにつきまして、大変申し訳なく思つてはいるところでございます。

また、このことにつきまして、三月十六日の総務委員会における議員の御質問に対する答弁の際、この問題点を把握できており、改善しているとの答弁のみになつてしまつたことにつきまして、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。遅れていた調査票の配付に関しまして、既に発送作業に着手しております、引き続き、調査計画において予定している九月末の公表日に間に合うよう万全を期してまいります。

○吉川沙織君 今、国交省の中の答弁でもありますけれども、私、三月十六日に質問させていただいたときは分からなかつたことは、私はそれは信じたいと思います。

三月二十八日の統計委員会において調査票の配付遅れが、大幅な配付遅れが判明した統計というものは、私が三月十六日に改善状況をお尋ねした、まあ直接的ではないにせよ、後継の調査だと伺いました。結局、前指摘を受けたものがそのまま引きずつて同じような事態を発生させてはいますので、これはゆゆしき問題だと思っています。

三月八日の当委員会で国の統計職員数をお伺いしましたところ、平成二十九年千九百四人、令和三年千九百九十六人と答弁がありました。一方、報道では、人が足りない、それから遡及改定に関する検討会議座長は、人を減らし、予算を削った上で仕事の量が増えていったことが主な原因、コメントとして、正直信じられない、統計自体が期日

厚労省の統計不正を受け、二回行われた一斉点検においても、国交省の統計には、この公表遅延、指摘、複数回、それから複数の統計にわたつてされながら、今回もまた頑張つてやるということですけれども、おそれが生じている側面は否めないと思います。

四月五日

の衆議院総務委員会において、統計委員長はこう答弁されています。誤りは三H、すなはち、変更、初めて、久しぶりといったときに起こりやすく、これらの状況となつたときに適切に対処し、それを確実に実施できる体制を整備することで誤りの発生リスクを抑制することが私の専門であり、品質管理の基本となつております、こう答弁なさいました。よつて、今回は統計委員長お越しただいておりますし、統計の品質管理のための体制整備が十分であるかどうかという観点からお伺いいたしました。

三月八日の当委員会で国の統計職員数をお伺いしましたところ、平成二十九年千九百四人、令和三年千九百九十六人と答弁がありました。一方、報道では、人が足りない、それから遡及改定に関する検討会議座長は、人を減らし、予算を削った上で仕事の量が増えていったことが主な原因、こう語つたとされています。

現場に余裕がない中で、今は一回目の点検も二回目の点検も各府省の自己点検という手法でした。

これに限界があるのではないかと考えますが、統計委員長の御見解をお伺いいたします。

○参考人（椿広計君） 議員が御指摘になりました人員不足による疲弊、現場の疲弊の中で、自己点検による負担ということの危惧というのはよく私も理解するところです。

しかし、各府省が必要な統計をそれぞれ作成、提供する中で、統計の品質の確保につきましては、まずはそれらの統計を所管する各府省が責任を持つて対応するということが基本と考えます。私が専門とする品質管理の分野においても、作成者自らが点検、確認し、プロセスやツールを自律的に改善する、そしていわゆるP D C Aサイクルというものを実効化させることが品質あるいは生産性の向上にとって最もオーソドックスな方法であるというふうに考えているところです。そういうふうに言わせております。

この考え方を基本にした場合、現在統計委員会に設置された公的統計品質向上特別検討チームでは、各府省が自らP D C Aサイクルを運用できる体制やルールを構築すべきこと、それから総務省統計委員会としてはそれをどのようにサポートしていくか、これが公的統計の品質向上策の最も重要な一つの点として検討されております。

今後行う自己点検において、先ほど申し上げましたように、各府省が自ら点検し自ら気付く、總

務省統計委員会に御報告いただく形になります。

この点検につきましても、今般の事案と同様な誤り事案を発見し修正するだけではなく、将来的な誤り事象の発生を、そういうものにつながりかねないリスクというものを丁寧に把握していただく。申し上げましたように、自らもそのリスクに気付く、適切に改善を図っていく、そういう的確なものとなるように検討を進めていることでありますので、御理解いただければ幸いです。

○吉川沙織君 統計委員長から御答弁いただいた発言の中で、各府省が責任を持つて実施されることが基本、これは三月八日の総務省の政府参考人の答弁でも同じ表現お使いになられています。各府省が自口点検で自ら総務省統計委員会に報告する、望むべき姿だし、それが本来あるべき姿だとも思います。

しかしながら、これまでこの間、私、経産省の統計不正以降、統計行政については大事だと思っていますので、当委員会始め質問してまいりました。その際に、大抵答弁がある文言として、それぞの各府省は誠実に対応されるものと思います。しかしながら、国交省は、誤りに気付いた後、それを報告しなかった。誠実ではなかつた側面があります以上、やはり限界があるのでないかと思いますが、ただ、それを言つても、そればつかり言つても仕方ありませんので、統計業務全体としての

見直しも必要かと思います。

デジタル化についてどうお考えか、端的に答弁いただけますと、統計委員長、うれしいです。

○参考人（椿広計君） おっしゃるとおり、必要なリソースを着実に確保する必要ということ、あわせて、統計業務の効率化、デジタル化というの非常に重要な観点と存じます。

例えば、利用が低下している調査事項や集計表の削減、標本抽出方法の見直しによる調査規模の検証、調査の回答期限までに調査票を提出いただくための方策の検討、こういうことは基本なんですが、それでも、DX化に関わる一部の考え方として、政府統計におけるオンライン調査の推進、それから行政情報などの代替データというのをうまく活用していく。統計作成におけるいわゆるビッグデータの利活用と、それに対して母集団推計には実は偏りが生じてしまうんで、そういうビッグデータをどのように補正して使うかという技術、そういうものの確立、こういった統計業務全般のデジタル化を含む見直しというものが、図つていくということが非常に重要だと思います。

先ほど申し上げました特別検討チームにおいてもデジタル技術の活用についての議論というものを進めているところで、具体的には、各府省が様々な調査で共通的に利用できる集計ツール、汎用パッケージ群の活用ということ、それから、才

オンライン調査の利用を促進するための既存のオンライン調査システムについて、システム上で利用可能な電子調査票の形式を多様化するなどの検討が行われているところです。

○吉川沙織君 必要だという御答弁でございましたけど、四月五日の衆議院総務委員会の政府参考人の答弁だと、やっぱりオンラインの導入しても回答率が余り芳しくないというような答弁もありましたので、まず本当に必要な調査項目は何かというところからでも始めていただいて、回答しやすい環境をつくっていくことが大事ではないかと思います。

冒頭で報告書の話しましたが、先週金曜日、五月十三日公表されました二つの報告書のうちの一つ、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る追加調査（特別監察）報告書」では、不適切な事案が起こった原因としてマネジメント不足が指摘されています。

このマネジメントについては、今統計委員長からも御発言ありましたけれども、公的統計品質向上のための特別検討チームでも、幹部の認識が課題とされ、組織内でその認識が共有されるよう、今回の事案を踏まえた幹部を対象とする研修の充実が必要とされていますが、この実効性、国交省、どうやって担保するんでしょうか。教えてください。

○政府参考人（大澤一夫君） お答えいたします。

省において、総務省が主催しております統計研修を積極的かつ計画的に受講することを考えてございます。令和三年から七年で延べ百二十九名受講することを予定してございます。そのうち、所定の要件を満たす四十名程度につきましては専門人材として総務省より認定を受ける予定としてござります。

いまして、例えば統計データアナリスト、あるいはアナリスト補でございます。これによりまして、まずは基幹統計を所管する課室等におきまして、まず継続的に二名程度の専門人材を配置できると考えてございます。

また、研修の強化のみならず、やはりOJTによる能力向上も必要でございます。ほかの統計機関との意見交換の場を設定する、あるいは統計の専門家との交流をしつかり図つていくというようなことで、総合的に職員の人材育成を図つていくという方向で再発防止等の具体策、取りまとめでまいりたいと考えてございます。

○吉川沙織君 職員の皆さんのお研修を行つて、OJTとか資格を取つていただくとかということも見守つていかないとと思うんですが、本

当にそれで実効性が上がるのかということがある一方で、三月八日の当委員会において、経産省の統計不正事案以降、統計の品質確保のために、研修とかではなくて新しい役職が新設されたことにについて答弁をいただきました。

その結果、統計幹事、統計監理官、統計分析審査官、これが新設されているんですけども、各々のそれぞれの役割について総務省に確認します。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

まず、統計幹事でございますけれども、この統計幹事は、それぞれの府省の統計部門の言わばトップ、部局長といったしまして、それぞれの府省における統計業務の統括という役割を果たすことが期待されています。具体的には、それぞれの府省における統計人材の確保、育成等に係る取組の推進ですか、公的統計の品質確保などを行うことが求められております。

次に、統計監理官及び統計分析審査官でございますけれども、この二つの役職は、毎月勤労統計調査の事案を受けまして令和二年六月に公的統計基本計画を変更したわけでございますが、その変更された基本計画を踏まえて新たに設置されたものでございます。

統計幹事を支援いたしまして公的統計の品質確

保のための取組を行うということです」といしまして、

具体的に申しますと、統計監理官は、民間の品質管理の専門家等を総務省の非常勤職員として任命いたします。それで、各府省による自律的、主体的なP D C Aサイクル実施の更なる充実、実効性確保を図ろうとするものでございます。統計委員会が統計ごとの作成プロセスの現状を確認する際の基準となる要求事項、それから方針に基づきまして各府省の統計作成プロセスの診断を行い、必要な助言や支援を行うものとされております。

最後に統計分析審査官でございますが、統計業務の経験の長い職員等を内閣官房の職員いたしまして、必要に応じて一定の研修を経た上で各府省に配置し、統計の集計プロセスに分析的審査を順次導入したり、統計に誤りが発生した場合の再発防止策の指導、助言などをを行うこととされています。

○吉川沙織君 事前に一応私も調べておったんですけど、ちょっと統計幹事と統計監理官と統計分析審査官、なかなか、毎月勤労統計の後に何かやらなきやいけないといつてつくったのかも分からないですけど、ちょっと分かりづらいのと、それぞれ役職つくりました、それと、じや、統計委員会との役割分担どうなっているのか、総務省、教えてください。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

ます。

まず、統計委員会の役割を申し上げますと、統計委員会は専門家から成る第三者委員会でございます。専門的、技術的な観点から、統計に関する重要な事項ですか公的統計基本計画、それから基幹統計調査に関する審議等を行つていただいております。

統計幹事でございますけれども、統計幹事はこの統計委員会の補佐体制としてつくれられておりまして、各省にあります統計幹事がこの統計委員会と密接に連携するという役割を担つております。具体的には、その省が関係いたします統計委員会での審議に参画するとともに、その審議結果に基づきましてそれぞれの府省内での調整、指導ですか対応状況のフォローアップなどを行つております。

見時の対応ルールの策定を建議するというのが統計委員会の役割ということで、統計委員会は統計監理官ですか統計分析審査官の活動を専門的、技術的に支えているということです」といいます。

○吉川沙織君 丸めると、品質管理、コンプライアンス、プロセスの観点からは統計監理官、誤りが発覚した事案への対応の観点からは統計分析審査官ということなのかもしれませんけれども、令和二年の公的統計基本計画の一部改定したときに設置して、まあ一生懸命おやりになつてているんですけども、機能しているとは言い難いのではないかと思います。

理由としては、四月十四日に第四回公的統計品質向上のための特別検討チームの資料一の一といふのがあります。ここにこう書いてあるんです。統計分析審査官は短期間で配置されたため、担当職員の能力差、活用体制等に府省間で落差があり、これをより有効に機能させるためには改善が必要、こう書かれています。

統計分析審査官は短期間で配置とありますが、そもそもスキルのある人選んで置いていたんですけども、どうか。総務省、教えてください。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

それから、統計分析審査官につきましては、その活動の基礎となつております、いわゆる誤り発

ものでございまして、高度な専門性を有する課長補佐、係長クラスの職員を内閣官房から各省に配置することを想定していたものでございました。

しかしながら、御指摘ありましたように、現時点では統計の専門人材が政府全体として必ずしも十分ではないということで、統計分析審査官につきましても統計の業務経験が少ない者も含まれているというのが実態でございます。

○吉川沙織君　いみじくも二月八日の当委員会において、毎勤統計の不正を受け平成三十一年二月一日に内閣官房に政府統計検証チームが、実は人數、その人数と数か月後に統計分析審査官が発表されたときの人数が一緒で、政府の検証チームがそのままそつちに横滑りしただけで、専門性は残念ながらどうなんだろうという指摘を申し上げたところでございます。

現在、統計委員会において公的統計の改善施策を検討する中で、統計分析審査官の機能強化についても議論が行われているとのことです、この方向性について端的にお答えいただけますと有り難く存じます。

○参考人（椿広計君）　今御指摘のとおり、特別検討チームで議論が進んでおります。

先ほどの役割のようなものは、こうすることを実効化するということかと思うんですけれども、

基本的に、いわゆる落差というか、ばらつきが非常に大きいということですね。

国交省の統計分析審査官が機能していなかつたということは私どもも承知しております。一方で、これも統計改革検討チームの中の資料を見ていただければ分かると思うんですけども、農林水産省では、むしろ品質問題でリーダーシップを取つていただいているそれなりのスキルのある方が配置されている。

したがつて、統計分析審査官制度というものを有効に機能させるために、もちろん研修の加速化、実効化ということはあるんですけども、府省間で非常に良好な事例、グッドプラクティスを共有していくということ、こういうことが非常に重要なではないか、そういう整理がされているところでございます。

○吉川沙織君　うまく機能している省庁もあるとということですが、それをなるべく府省間で展開していくって、統計の重要性というのを多くの省庁の心ある職員の皆さんに共有いただければと思います。

ここで総務大臣にお伺いいたします。

四月五日の衆議院総務委員会において、こういう改善の取組はすぐには成果が出ないと。どちらで効果が得られるとお考えか、どうか少し教えていただけますとうれしいです。

○国務大臣（金子恭之君）　これまで政策統括官からもお話ししましたように、統計分析審査官は、各府省の統計の品質を維持向上させるため、統計の集計プロセスにおいて、調査票の記入漏れのチエックや、結果表の検算、過去の結果との比較による数値の妥当性の確認などを順次導入していくことや、統計に誤りが発生した場合の再発防止策の指導、助言を行うことが役割でございます。

これらの役割を十分に果たすためには、体制の確保や、先ほど来お話がございますような専門性の高い職員の育成が必要であり、研修の受講及び実務経験の積み重ねが必要となるため、長期間にわたつて取り組まなければ効果が得られないものであると思います。

効果が得られるまでの期間を明確にお答えすることとは困難ですが、今申し上げましたような研修の受講や実務経験の積み重ね、こういう取組によりまして、統計分析審査官の機能強化に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

○吉川沙織君　もちろん短期間で効果が上がるとは思わない側面もなくはないですけれども、例えば、経済産業省の纖維統計の不正事案が発覚したのは平成二十八年の十二月末のことです。そこからもう六年近くたっています。その時点でどの省

府も危機感を持って取組を真剣にやっていれば、それから、現場で一生懸命働いている職員の人があ

これはおかしいということを上に報告できる環境があつたならばこんなことにはなつていなかと思ひますので、すぐには成果が出ないとおっしゃるんじやなくて、本当に危機感持つて是非お願ひしたいと思います。

ここで、五月十三日のこの特別監察の報告書が出てことを踏まえて、少しまず国交省に伺いたいと思います。

建設工事受注動態統計調査の事案は、国交省における統計の品質管理に関する体制の不備にとどまりません。三月十六日の当委員会において、統計法第六十条第二号の「基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして眞実に反するものたらしめる行為をした者」に当たり、統計法違反なのではないかと指摘申し上げました。大臣からの答弁では、総務省は他府省の職員の行為の詳細について把握や確認を行うことのできる立場にないため、告発を行うことは困難とありました。

五月十三日、この報告書が出ました。職員の行為の詳細の把握や確認を行う立場の国交省は、告発についてどうお考えか、伺います。

○政府参考人（大澤一夫君）お答えいたします。検証委員会の報告書におきましては、二重計上につきまして、過大な数値を導く目的で作為的に本件二重計上を生じさせたことは確認できない、また、過月分合算につきましても、眞実をゆがめ

る何らかの意図が働いたとは言えないとされております。

国土交通省としましては、この報告書の事実認定のとおり受け止めてございます。

いずれにしましても、個々の行為が統計法に違反し、刑事罰の対象となるか否かにつきましては、捜査機関がその収集した証拠に基づき判断するものと承知しております。

○吉川沙織君 每月勤労統計の事案と今回の建設工事受注動態統計の事案との相違点として、これ特別検討チームでも議論されていましたけれども、社会的な影響の大きさ、毎勤の事案は、最初から計画に反していると認識した上で、勝手に全数調査から標本調査に変更、一方、建設工事受注動態統計の事案について、最初は気付いておらず、気付いた後も対応しなかつた、この点が指摘されています。

明らかな誤記入について修正を行う場合もありますから、今回、逆にこれで罰せられると不正があつても申請しづらくなるという、そういう効果もあるため、そこをどのように考えるかという課題があることはもちろん認識しています。ただ、

○吉川沙織君 これ、ちょっと確認させてください。

○吉開正治郎君 お答え申し上げます。

委員から今御指摘がありましたように、まず過月分調査票の合算につきまして、その検証委員会の報告書では、過月分調査票の処理それだけに関連しては、統計データの行政上の利用の観点から行つたものであり、眞実をゆがめる何らかの意図が働いたとは言えないという評価がされておりまして、二年一月分以降の処理も、それまでの統計数値との継続性の観点から、直ちに過月分を一切合算しないで集計した場合に数値が変動することは好ましくないという理由付けで考え出されたものという評価がされているものと承知をいたしております。

○吉川沙織君 これ、ちょっと確認させてください。

○吉開正治郎君 お答え申し上げます。

判断基準がよく今の答弁だと分からぬんですけれど、どういうことをすればこの統計法違反になるのかという判断基準を、総務省、統計法を所管しています。その総務省においてきちんととした考え方を示すことにより、各省自ら見直して、あつ、これはまずいと判断ができ、自浄作用を促すことにもつながると思いますので。告発の判断基準がよく分からぬんです。最初は、故意だつたら默ります。

目だと、過失だつたらもうそれは誤りなんで直せばいい、私もそう思います。でも、今回の国交省の事案というのは、最初は確かに誤りだつたかもしれません、でも途中からはもう分かつた上で書換えをしていたわけですから、これは故意だと思うんです。

この判断基準をもう少し分かりやすく教えていただけませんでしょうか。

○政府参考人（吉開正治郎君）お答え申し上げます。

統計法六十条第二号の罰則規定でございますけれども、これの該当性の基準を示すべきではないかというお尋ねかと思います。

御承知のとおり、第六十条第二号は、基幹統計の作成に従事する者が、基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした場合に罰せられる規定となつております。この行為につきまして、私ども総務省といたしましては、これまで、基幹統計を作成する過程において、通常の方法によつて作成されるはずの結果と異なる結果を意図的に生じせしめる不正な行為であるといふうに説明を申し上げてきているところでございます。

これにつきましては、御承知のように、統計には多様なものがござりますし、それぞれの統計の作成プロセス、これは調査の企画から結果の公表まで長いプロセスがあるわけでございますけれど

も、このプロセスもその個々の統計ごとに多岐にわたっております。さらに、統計によりまして求められる精度も異なつております。そういう中で、何が今申し上げましたような通常の方法によつて作成されるはずの結果なのか、あるいは、さらに、そのある行為が当該結果とは異なる結果を意図的に生ぜしめる不正な行為に該当するのかということについては、結局、個々の事案ごとに……

○委員長（平木大作君）答弁は簡潔に願います。
○政府参考人（吉開正治郎君）個別具体的な判断が必要となると考えております。

したがいまして、今までの説明上の一般的な基準をあらかじめ示すことは困難であると考えております。

○吉川沙織君　今回の国交省の事案は、最初は誤りだつたかもしれません。でも、誤りに気付きながら、私、不正だつたと思うんです、不適切。もちろん、正しい数値に近づけようとしてやつたこともしれませんけれども、消しゴムで消して数値書き換えて、それが上振れ、まあ数値、もう今日遡及改定の方はやりませんけれども、明らかにGDPに影響を、たとえ軽微であると政府は主張したとしても、与えることが、これでならないんだつたらおかしいと思います。

まあ、でも、これ以上やり取りしても答弁ありませんので、統計委員長にお伺いしたいと思いま

す。

今回、総務省の政府参考人が言うように、統計法違反に当たらない、私は当たると思いますが、当たらないとしても、これ、検討委員会の勧告はせめて視野に入るんじや、あつ、統計委員会の勧告は視野に入るんじやないかと思うんですけど、入るか入らないかだけ教えていただけるどうれしく思います。

○参考人（椿広計君）公的統計の整備の基本的な計画に基づいて、統計の品質管理の観点から問題があるということがある場合には、こういう状況を是正するため、御指摘のように統計委員会が勧告するということはあり得ると思います。

○吉川沙織君　ありがとうございます。
三月八日の当委員会で、平成三十年の統計法改正で総務大臣に対する建議や各大臣等への勧告など統計委員会の機能強化が図られた旨大臣から答弁ありましたけれども、現段階では、統計委員会の統計委員長を中心とする専門家の皆さんのお意見が本当に伝わっているかといつたら、機能強化の効果は残念ながら実感できる水準に至つていなゐのではないかと思います。

統計委員会の更なる機能強化と統計法制の見直しについて御所見があれば、統計委員長、恐縮ですが、端的に御答弁いただけますと幸いに存じます。

○参考人（椿広計君） 御指摘のとおり、統計委員会は、平成三十年の統計法改正によって、総務大臣の諮問によらず自ら意見を述べる機能、それから公的統計の整備に関する基本的な計画の実施状況について関係行政機関の長などへ勧告できる機能、さらには各府省の統計部門を束ね統計委員会と連携する統計幹事の設置などの機能強化が図られたと承知しています。

統計の品質確保に関しては、先ほどから申し上げていますように自律的に各府省がやるものだというふうに考えておりますけれども、統計委員会は、政府統計全体に対して、品質の高い統計を安定的に作成することができるよう、リスク対応の仕組み、あるいは適切な統計作成プロセスの確立、要求事項等々を提示して後押ししていくたいと考えております。

今回の事案を踏まえて、特別検討チームで、標本設計や推計方法などについて、統計委員会での扱い方、統計委員会ではこれまで十分には扱つてこれなかつた統計理論の実務に対する適用に関する役割、こういったものも今後担っていくようになりますべきかという検討を含めているところです。

いずれにせよ、再発防止、信頼回復に向けて、実効性の高い対応策を示すということに関して役割を果たしてまいりたいと思います。

○吉川沙織君 是非、今般の事案を受けて、来年

の三月には恐らく五年計画の見直しで、公的統計基本計画の見直しもそろそろ入ってくるんだと思いますが、ここで大臣伺います。

いろんな省庁の問題もありますけれども、そもそもの根本的な原因として回収率の問題もあるのではないかと思います。三月十日に開会された第五回公的統計品質向上のための特別検討チーム会合議事概要五ページによれば、毎月勤労統計の不正事案と建設工事受注動態統計の不適切事案の違う点が指摘される一方で、共通する課題が回収率の問題でした。

そもそも回収率が低いことの原因について分析をする必要があるのではないかと思いますが、大臣、お願いします。

○国務大臣（金子恭之君） 吉川委員御指摘のとおり、統計調査の実施に当たり、調査票の回収率の維持向上は、調査の安定的、継続的な実施や統計精度の確保のために大変重要であると考えております。

総務省としては、従前から、統計調査の調査計画の承認審査の過程の中で、回収率が低下している統計調査について、原因分析を適切に行う、回収率の向上方策を検討するなどを各府省に求めておりります。こうした指摘を踏まえ、各府省において回収率向上のための検討を行い、督促回数の増加やオンライン調査の導入などに取り組むこ

とで実際に回収率が向上した事例もございます。

引き続き、委員御指摘のとおり、統計調査の調査票の回収率の維持向上に向け、総務省として各府省の取組を全面的に支援してまいります。

○吉川沙織君 私、お答えいただく側の負担も考えるべきだと思います。

例えば、報告書は、書く方は通常業務に加えて記入して報告を上げなければいけない。これが毎月だとなおのことです。まとめて書いて報告をしたくなる心情も分からなくはありませんので、調査票自体の問題、現実と現場に合わない調査体制とシステムも問題ではないかと思いますし、実務と統計をセットで、是非、統計委員長、リーダーシップ取つて考えていただければと思います。

ここでもちよつと、五月十三日のこの特別監察報告書に公文書管理のことが書かれています。これ、本当にたくさん公文書管理条例違反、多数の重大な違反があつたということが書かれていますが、これは、国交省は言われたのでやりました。ほかの省庁の統計でも同じようなことあるんじやないかと思うんですが、内閣府、どうでしょう。

○政府参考人（黒瀬敏文君） 他省の文書につきましての点検についてのお尋ねでございます。

今般の国土交通省の報告書の内容につきましては、今週初めに公文書管理を担当する若宮大臣に報告をさせていただきました。その際、大臣から

は、各省においてそれぞれ所管する基幹統計調査の全てについて文書管理に関する点検を行うとともに、不適切な取扱いがあれば速やかに是正をするよう必要とすること等の指示があつたところでございまして、それを踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 実は、今週というお話をありましたけど、国交省が多分この五月十三日に公表した、これを真摯に出したというのは、一月十八日にも「行政文書の適正な管理について」という要請文書、内閣府出しているんです。これがあつたから、国交省は多分今回の事案で報告書も出さなきやいけないということでやつたと思うんです。このタイミングで、実はこれ要請した、通知を発出したしか書いていないんです。このときから検討、点検していれば今頃ほかの省庁の状況も分かつたはずですし、要請だけではなくて点検をされるということですのでは是非しっかりとやつていただきたいと思います。

○吉川沙織君 これ間が空いたってなって、一月二十五日に一回目、二回目が四月十五日に開会されているんですけど、一回目の検討会議で、参考資料一の二で、運営規則で議事録を非公開とすることができる定め、二回目の検討会議の参考一の三で、当面の運営についてとして、座長決定で議事録を非公開と決めています。

国交省は、今日はその主題として挙げませんでしたけれども、特別監察報告書と同時に遡及改定に関する検討会議の報告書も出しています。これも五月十三日に報告書出されているんですけども、元々のスケジュールは、一月に一回目、二月に二回目、三月に第三回目、で、五月に四回目で

報告というスケジュール感が示されていましたけれども、一月二十五日に一回目開かれた後は四月まで全く開かれていませんでした。これはなぜでございまして、会議の資料につきましては、端的にお願ひします。

○政府参考人（大澤一夫君） お答えいたします。

第一回から第二回の開催までの間、平成二十八年度分以降の調査票につきまして、計二十五人、延べ八百日を掛けまして五十五万枚の保存されてる調査票、これを精査しておりました。また、遡及改定に不可欠なデータベースの構築の作業を行いまして、約一か月半の時間を要したものでござります。

また、この一回から二回の間の全体会議の開催の間には、国交省の職員と委員の間でデータの分析、推計手法の在り方に関する打合せを計二十回実施してござります。

○吉川沙織君 これ間が空いたってなって、一月二十五日に一回目、二回目が四月十五日に開会されているんですけど、一回目の検討会議で、参考資料一の二で、運営規則で議事録を非公開と

作成しているかしていないか、教えてください。
○政府参考人（大澤一夫君） 議員御指摘のとおりでございまして、会議の資料につきましては、座長の決定によりまして当面は非公開としてございますが、個人、法人の秘密が含まれるなどの場合を除きまして、五月十三日の報告書公表に合わせ公開しております。議事録につきましても、現在委員の確認中でございます。準備が整い次第、速やかに公表させていただきます。
○吉川沙織君 ありがとうございます。運営の根幹に関わる部分でしたので伺いましたし、後で、公文書管理法は第四条で、跡付け、後の検証ができるようにと定めています。ですので、議事録を作成しているということでしたら、個人に関わることとかこれは駄目だというものは結構ですが、それでも、議事録を確実に公表していくことが大事だと思いますので、是非速やかに公表をしていただきたいと思います。
ここで公文書管理法を所管する内閣府にもう一つだけ伺います。
今回、国交省は、事案自体はもうどうしようもない、起こつてしまつたことで、再発防止策を講じていかなければいけません。点検を各府省に要請をされたということですが、これはいつ頃明らかになる予定か、それからその結果は公表される予定があるのかどうか、もし分かるようでしたら

教えてください。

○政府参考人（黒瀬敏文君） 先ほど申し上げました点検の要請でございますけれども、五月十七日に各省に対しまして全ての基幹統計調査の文書管理について点検を実施するよう必要としております。

この点検の結果につきましては、めどとしましては七月中あるいは八月にかかるかましれませんけれども、その辺りをめどに取りまとめることを予定しております。取りまとめ次第公表する予定でございます。

○吉川沙織君 去年、内閣提出法律案の条文や、それからその審議の際に非常に参考にする参考資料に誤りが次々と判明をして、議院運営委員会でも質疑をする、議院運営委員長から政府に対し見解を述べていただくというようなこともありました。

一つ見付かつて、ほか探したら結構あったといふようなこともありましたので、もし、公文書管理、後で本当に、後の検証、それから跡付け、その合理性、やろうと思つたら、やっぱりなくてはならないものですので、そこはこの特別監察報告書の中においても、やっぱり優先順位が、もちろん業務繁忙で人手が足りないということもあるんですけれども、公文書管理の優先順位が低く捉えられていたということが書かれています。

本当に、私たちが今こうやって議論している會議録もそうですし、公文書は本当に大事ですので、優先順位を各省において上げ、優先順位を上げていただくようなそういう施策をやっていただければと思います。

最後に、大臣にちょっとお伺いしたいと思います。

参議院事務局が令和二年四月に発行した「立法と調査」において、厚生労働省の毎月勤労統計不正事案が議論された平成三十一、令和元年、地方議会から本院に寄せられた統計への信頼回復に向けた意見書が取り上げられています。「基幹統計である毎月勤労統計に係る不適切事案等は、政府統計に対する国民の信頼を著しく失墜させたことなどから、更なる徹底的な点検・検証作業と具体的な再発防止策を明確にする必要がある等の意見が見られた」とされています。

この意見書についての法的根拠、意味合いについて、総務大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（金子恭之君） 地方自治法第九十九条の規定によりまして、地方議会は、地方自治体に關係ある事柄について意見書を国会や関係行政庁に提出することができます。これは、地方議会が住民を代表する機関であることを踏まえ、国などの政策に権限を有する機関等に対し意見表明を行う手法として設けられている

ものでございます。

○吉川沙織君 「立法と調査」でまとめられる主な要望事項では、今日実は質問させていただいたようなことが要望事項として挙げられています。統計委員会の位置付けの検討、それから再発防止策の策定、統計に係る予算、人材について見直しを行う、統計に係るガバナンス、コンプライアンスの在り方について見直しを行う、必要に応じて法律改正を行うとあります。

統計委員長、地方議会から毎勤統計の不正事案が起こった年にこういう意見書がたくさん本院を始め関係大臣のところにも届いていると思うんですけども、やっぱり統計法制は今般の事案を受け見直さなければいけないと思うんですけれども、御所見あれば一言お願ひできますでしょうか。

○委員長（平木大作君） 御答弁はどなたがされますか。

○参考人（椿広計君） どうもありがとうございます。お答えいたします。大変失礼しました。

統計法改正で、先ほど申し上げましたように、統計委員会の機能は大変強化されたと思います。しかしながら、その部分に品質確保という問題に関して特に触れられているということです。せんでしたが、先ほど申し上げましたように、適切な統計作成プロセス、リスク対応の仕組みというものの確立を向けて、そういうことをそ

の統計委員会の中で、再発防止ないしは信頼回復に向けた、先ほどの統計改革チームと言われているものの中で議論の場ができればというふうに考えていいるところです。

○吉川沙織君 議論、検討チームでしていただきて、また統計委員会で考えていただきて、私は、機能強化はやっぱりまだ道半ばだと思っています。勧告権限が与えられたのに勧告実績は、毎勤統計のときでも勧告もされていない、それから、今回の事案で統計法制違反にもならないというのは、私はちょっと疑義がありますので、そこは注意して見ていただきたいと思います。

意見書についてもう一つ、大臣に御所見があればお伺いしたいと思います。

五月十三日、沖縄県議会において、沖縄の諸課題を解決し、真に平和で豊かな沖縄県を目指す本土復帰五十年に関する意見書が全会一致で可決されました。宛先は衆参両院議長と総理含む全閣僚となっています。宛先人の一人である総務大臣、御所見あればお願ひします。

○国務大臣（金子恭之君） 先ほど意見書についてのお話は申し上げました。住民を代表する機関であることを踏まえ、国などの政策に権限を有する機関等に対し意見表明を行う手段として設けられています。そういう意味で、その意見表明があつたことはしつかり受け止

めさせていただきたいと思います。

○吉川沙織君 五月十五日に合わせて全会一致で、沖縄県会がこういう意見書を全会一致で可決したということは、私は重いことだと思います。

昨年末からの新型コロナウイルス感染症の第六波では、在日米軍施設・区域内及びその周辺自治体で感染が拡大し、日米地位協定の下では検疫法が及ばないことが全国レベルの重要な課題として認識されたところです。

今、意見書は意見表明の大事な場、住民の皆さんの代表はつまり国民の代表というか、皆さんのお意見がこっちに届いてきている。地方議会において会派を超えて全会一致で議決された意見書が提出されてきてることを考えれば、国会としても重く受け止めるべきだと思いますし、私は、ここは国民の代表の場だと思っていてますけれども、仮にも地方の府などと称しようとすれば、仮におさら地方の多様な声、意見に耳を傾け議論をしていくことが、地方議会が意見書の提出先としている、すなわち本院に期待されていることではないかと思います。

今日は、統計行政、今日、統計委員長に本当にお越しいただいて様々御答弁いただきました。統計がゆがめば、国の施策やいろんな政策立案、法律の前提も違ってしまいます。統計は国的基本だと思いますし、公文書も、やっぱりそれが残つて

いなければ、私たちがいなくなつた後、後で検証することも、事務事業の跡付けもできなくなつてしまします。その優先順位が低いような現状は私は改めていかなければいけないと思いますので、立法院の側から引き続きお伺いしてまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。